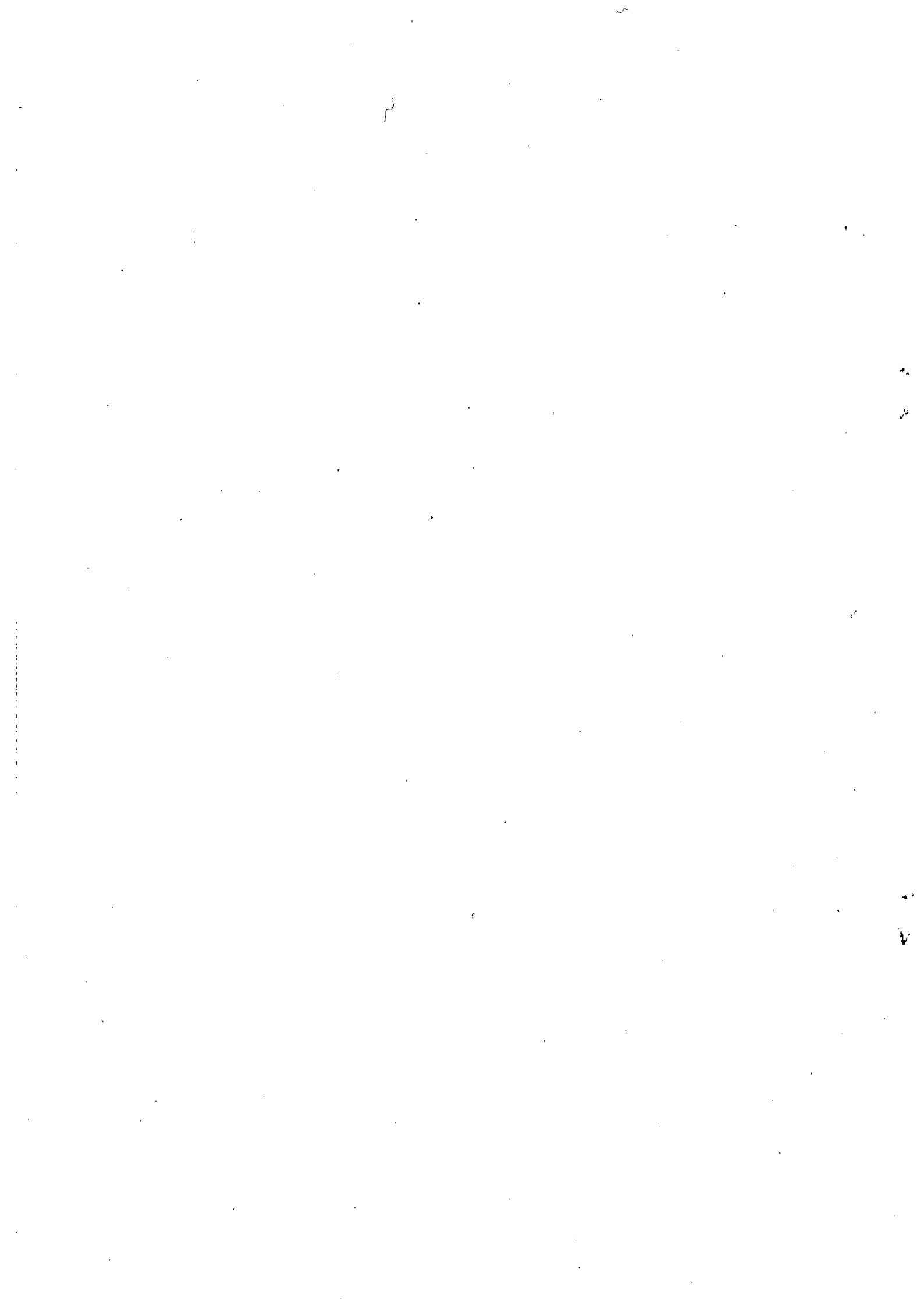


平成31年度

社会福祉法人 関市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 関市社会福祉協議会



社会福祉法人 関市社会福祉協議会 平成31年度 事業計画

使命

関市社協は、地域で暮らす誰もが安心して住み続けられるよう、地域住民とともに、福祉による人づくり、組織づくり、まちづくりを推進する。

経営理念

- ①地域の生活課題や福祉課題の解決に、主体的・自律的に取り組む市民の育成を図るために、市民福祉教育を推進する。
- ②公益性の高い民間福祉団体として、安定した経営基盤の確立を図り、効果的・効率的で計画的な事業・活動を推進する。
- ③地域の誰もがともに手を携えて、安心・安全で豊かに暮らせる、福祉によるまちづくりを推進する。

I. 基本方針

わが国は、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を抱え、社会的孤立や制度の狭間等の複合的問題が深刻化しています。これらを乗り越えるためには、地域の力を強化・結集してその持続可能性を高めていくことが必要となります。

国は、今後の福祉改革の基本コンセプトを「地域共生社会の実現」とし、改正社会福祉法等において、①住民の身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや解決できる力の強化、②複合的課題に対応する包括的な相談支援体制の整備、③地域福祉計画等の策定・改定などを位置づけました。

関市社会福祉協議会は、住民を会員として組織され、これまで地域において住民主体の地域福祉を推進してきた団体です。したがって、是非とも行政とのパートナーシップのもとで、「地域共生社会の実現」に取り組まなければなりません。そのためには、これまでの実践・実績を踏まえた機能強化・拡充をしたうえで、地域を構成する様々な担い手である、住民、地域福祉団体、ボランティア団体やNPOなどとの協働（ともに手を携え）を一層進めるとともに、複合的・多種多様な課題に伝えていくために、地域の社会福祉法人や福祉関連機関・団体、企業等、さらには制度・分野を超えた多職種の専門職とのネットワーク等によって「地域共生社会の実現」を図ります。

II. 重点施策

1. 地域共生社会実現に向け、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の養成と配置

地域共生社会の実現には、住民等が主体的に地域の課題を把握して解決を試みる地域力の強化が求められます。住民等が地域の課題を把握するためには、これを伝え投げかける者が必要となります。

また、さまざまな課題があるなかで、これらの解決を試みる地域力を強化するためには、地域のあらゆる主体が連携・協働して取り組むことが必要となり、それをコーディネートする者が必要となります。これらを担うのがCSWです。

CSWは、地域で生活課題を抱えている人（世帯）の支援と、地域の福祉課題解決のための地域力を向上する地域づくりを両輪として展開します。地域共生社会づくりにはCSWが必要不可欠となることから、職員としての機能強化のための研修を積み、また法人としての体制整備を図りつつ、地域との関わりを強化します。

2. 地域共生社会実現に向けた、地域力の強化

地域には様々な課題があり、その解決のためには地域力を強化する必要があります。このためにCSWは、住民、地域福祉関係者・団体、ボランティア・NPO団体等との連携・協働を一層進める一方で、地域の関係者・団体等が課題を抱え、その力を十分に発揮できない状況があれば、ともにその解決にも取り組みます。さらに、地域の社会福祉法人や福祉関連機関・企業等、専門性を有するネットワークの構築を図り、これらとも連携・協働することで地域力を向上します。

3. 生活困窮者自立支援と就労準備支援

地域には、さまざまな理由で日々の暮らしが困難になっている人（世帯）が少なからずあります。こうした人々の自立を支援するのが生活困窮者自立支援制度で、本会では平成29年度より生活支援相談室を受託し、支援を行っています。相談者の中には、生活が昼夜逆転している人、対人関係が怖い、仕事の経験が乏しく自信がない…といった理由で働けず、就労のための面接等にまで行けない人々があります。

「就労準備支援事業」では、こうした人々に対し就労に必要な基礎能力を養うとともに、就労に向けた体験・活動などしながら、社会へ出ることへの不安を軽減し、働くことへの準備と自信を身につけていただきます。

生活困窮者はそれぞれ異なる課題を抱えていることから、その人に合ったメニューを準備し、また職員がその人に寄り添いながら支援をしてまいります。

4. 事業所の経営改善

今日の、制度改正・報酬改定をはじめ、人材不足や競争激化などにより、経営課題を抱える事業者は多数存在しているといわれています。安心・安全のサービス提供には安定的な事業所経営は不可欠です。

本会事業所もさまざまな課題を抱えています。したがって、今一度実施する意義を再確認するとともに、健全経営の維持と現在の経営分析、課題分析をし、必要な戦略経営、人材マネジメント、事業計画等を立てる必要があります。

このために、事業所の経営（改善）計画を策定します。そして、策定後はこれに基づくPDC Aサイクルにより、堅実な事業所経営の維持を図ります。

※P：計画(plan) D：実行(do) C：評価(check) A：改善(act) のサイクルを順に実施します。このプロセスを繰り返すことによって、維持、改善、向上を展開する手法です。

Ⅲ. 事業計画

1. 地域共生社会実現に向け、CSW (コミュニティソーシャルワーカー) の養成と配置

- (1) 計画的・継続的なCSWの養成 【継続拡大】
- (2) CSWとしての勉強会の開催 【継続拡大】
- (3) 6人のCSWの配置 【新規】
- (4) CSWを中心としたチームの編成とチームアプローチ 【新規】
- (5) 役職員研修の実施

2. 社会福祉法人としての経営管理の強化

- (1) きわめて公益性の高い社会福祉として、経営管理（ガバナンス）の強化
組織の統治機能（理事会、評議員会、監事等）をはじめ業務執行や内部統制の機能を高めるとともに、法令等の遵守を徹底し、公正かつ健全な事業経営をすすめます。また、情報開示を積極的に行うなど説明責任を果たし、信頼される組織運営を進めます。
- (2) 部会、正副会長会議、職員会議等の充実 【継続拡大】
組織的な経営管理を強化するため、部会をはじめとする重層的な会議開催により経営管理を強化します。
- (3) 事業所「わかくさ介護ステーション」の経営改善 【別記】
- (4) 社会福祉法人との連携強による公益事業の実施

3. 地域福祉活動計画の策定

関市が策定する地域福祉計画に併せて、『関市民福祉活動計画』（現平成32年度までの計画）を前例して、今日的な地域課題および社会福祉の動向を踏まえ、住民のための、住民による、住民福祉活動を計画します。

4. 福祉人材の確保

地域福祉推進の担い手や訪問介護（生活援助）を中心とした担い手を確保するため、生活援助従事者研修（仮称）（59時間）を開催します。【新規】

5. PR活動の強化と社協会員の拡大

- (1) 多様な媒体を活用したPR活動の強化 【継続拡大】
多様な媒体を有効に活用し、情報発信のみならず、住民や福祉関係者の意見が反映できるよう、相互に情報交換ができる仕組みづくりを行います。
- (2) 社協会員の拡大
社協組織と事業等の丁寧な説明とPR活動等により会員加入の促進を図ります。また、個人情報保護法を遵守した加入手続きを自治会の協力を得て進めます。

6. 職場環境の改善

- (1) 人事評価制度の導入 【新規】
やりがいのある職場とするため、人事評価制度を導入します。
- (2) 職場環境の改善 【継続拡大】
働き方改革に沿って、職員が働きやすい環境の改善・整備をします。
- (3) 組織力の向上と計画的職員の採用
職員の能力と実績に基づく人事管理により組織力を高めます。また、必要な人員を配置するため、計画的に職員採用を行います。

7. 健全かつ有効な指定管理の実施

- (1) 老人福祉センター
 - ・わかくさ老人福祉センター
 - ・関市洞戸老人福祉センター
 - ・関市武芸川老人福祉センター
 - ・関市武儀老人福祉センター
 - ・関市上之保老人福祉センター
- (2) 関市中央第1地域包括支援センター
社協らしく地域のかや社会資源を活用したネットワークにより、地域包括ケアの構築を進めます。

8. 地域共生社会実現に向けた、地域力の強化

- (1) CSWの配置 《再掲》
地域で困りごとを抱えている人・世帯の困りごとの解決を支援するとともに、これらの人を助け・支えあえる地域とするための福祉活動の展開を支援します。
- (2) ネットワーク強化による地域力の向上 【継続拡大】
CSWが住民や福祉関係者・団体のネットワークの強化を図るとともに、地域にある専門的な機関・施設・企業等をネットワークに加え、地域の課題解決をする力（地域力）の向上を図ります。
- (3) 小地域住民福祉活動計画の策定 【継続拡大】
住民がどんなまちづくりめざし、そのためにはどんな活動が必要で、どんな活動を展開するのかを小地域住民活動計画で計画します。CSWは、これを支援するとともに、計画策定の過程で、住民・福祉関係者・団体・機関・施設・企業等の地域福祉に対する意識向上や連携・協働により地域課題に取り組む体制の構築を目指します。
- (4) 社会福祉協議会の支部（支部社協）の強化
本会にとって地域福祉推進基礎組織である支部社協が抱える課題解決、組織強化を支援するとともに、現行の活動の見直し・拡大を支部社協関係者等と話し合いながら進めてまいります。
- (5) 地域ふくし懇談会の開催
地域の課題の明確化と共有を図り、地域の課題解決に向けて話し合う有益な場として開催します。そして、話し合ったことは、関市民地域福祉活動計画や小地域住民福祉活動計画に反映します。
- (6) 市民健康福祉大会・市民健康福祉フェスティバルの開催

(7) 在宅福祉サービスの実施

- ・車いす貸し出し
- ・移送サービス（福祉バス・リフト福祉バスの運行、リフト付き福祉車両の貸出）
- ・おせち料理配膳
- ・ほっと安心サービス（生活支援サービス）【継続拡大】

ほっと安心サポーターの養成講座の開催により、活動会員を拡大し、活動内容の拡充を図ります。

(8) 介護者支援・障がい者交流事業の実施

- ・介護者のつどい（月1回）
- ・ふらっとサロン（障がい者の交流の場 月2回）
- ・障がい者のつどい

(9) 住民福祉活動・交流活動への支援

- ・移送サービス支援 【新規】
地域における買い物支援等の活動を支援する、福祉車両を貸し出します。
- ・歳末ふれあい事業

(10) 認知症理解の促進

- ・地域における「認知症サポーター養成講座」開催支援
- ・「認知症高齢者声かけ・通報訓練」DVD貸出 【新規】
訓練の様子を紹介するDVDを貸し出すことにより、訓練実施の拡大を図ります。

(11) 災害時にも強いまちづくり

平成30年7月豪雨災害の教訓を生かして、災害時にも強いまちづくりを視点とした地域福祉活動を進めます。

9. 市民福祉教育の推進

(1) 児童・生徒への市民福祉教育の推進

市内の全小・中・高等学校および特別支援学校を福祉教育推進校として指定し、市民福祉教育を推進します。なお、推進に当たっては、より市民福祉教育の視点を盛り込んだ内容となるよう提案をしています。

(2) 地域住民・団体・企業等への市民福祉教育の推進

出前講座等の内容を充実し、地域や企業等で市民福祉教育を進め、地域の主体として地域の福祉課題解決に取り組む住民・団体・企業等を拡大します。

10. ボランティアセンターの運営

(1) ボランティアセンター機能の強化

(2) ボランティア養成講座の開催

地域福祉の担い手を養成し、確保するため講座を開催します。

(3) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 【新規】

災害時に災害ボランティアセンターの運営協力や被災者ニーズの把握および支援活動を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、災害時に機能するよう日頃から災害ボランティア団体連絡会（仮称）を開催します。

(4) 関市ボランティア・市民活動連絡協議会の支援

11. 生活困窮者自立支援と就労準備支援

- (1) 自立相談支援と家計相談支援機能の強化
関市福祉総合相談室、専門相談所との連携・協働により相談機能の強化を図ります。また、アウトリーチ（出向いてのニーズ把握）により、潜在化しているニーズへの対応強化を図ります。
- (2) 就労準備支援事業の実施 【新規】
就労が困難な状況・環境にある人に対して、就労に必要な基礎能力の向上、就労に向けた就労体験・準備など、その人に合った支援をしながら就労を目指します。
- (3) ひきこもり者に対する自立への支援 【新規】
ひきこもりに対する潜在的ニーズに対し、アウトリーチ等により積極的に相談支援を進めます。
- (4) 社会的（地域からの）孤立者に対する地域住民の理解促進
ひきこもりをはじめとする社会的（地域からの）孤立者に対し、地域住民の理解を得るための講座等を開催します。
- (5) 生活福祉資金貸付事業の実施
- (6) 歳末たすけあい激励事業の実施

12. 権利擁護事業の実施

- (1) 関市権利擁護センターとの連携 【新規】
平成31年3月設置された関市権利擁護センターと連携・協働し市民の権利を擁護していきます。また、成年後見制度に関する啓発活動を引き続き行います。
- (2) 法人後見センター事業の推進と体制整備
関市権利擁護センターが、本会の法人後見がふさわしいと判定された案件について、積極的に受任していきます。また、そのための受任体制整備を進めます。
- (3) 日常生活自立支援事業の実施
契約により、福祉サービス利用及びこれを促進するため相談、情報提供、利用料等払い出しなどのサービスを提供します。

13. 事業所の経営改善

- (1) 経営改善計画の策定 【新規】
本会が経営する事業所である「わかくさ介護ステーション」の経営改善計画を策定します。
- (2) 介護保険サービスの提供
 - ・ 居宅介護支援
 - ・ 訪問介護
 - ・ 要介護認定調査等
- (3) 障害福祉サービスの提供
 - ・ 居宅介護
 - ・ 重度訪問介護
 - ・ 同行援助

14. 介護予防事業の実施

- (1) ロコトレ事業の拡充 【継続拡大】 ※ロコトレ：ロコモティブシンドローム（骨・関節・筋肉の機能の低下）予防
従来の老人福祉センターでの実施に加え、3か所のふれあいセンターで実施します。
- (2) フレイル（虚弱）予防事業の実施検討
住民主体・参加によるフレイル予防事業の実施について検討をします。

15. 地域包括ケアシステムの構築

※地域包括ケア：住み慣れた地域において、安心して尊厳あるその人らしい生活を、保健・医療・福祉が包括的・継続的に支援する。

本会が指定管理により運営している、関市中央第1包括支援センターが中心となり、各包括支援センターと連携しながら、地域包括ケアのシステム構築を目指し、その中核的な役割を担います。

